

町営バスの割引制度について

●小人運賃

小学生以下の者は、設定金額の半額。

※身分証明書の提示は必要ありません。

●障がい者の運賃

割引制度を設けています。設定金額の半額。

※障がいの等級によっては割引対象とならない場合があります。

また、降車時に各手帳の確認をしていますので、運転手にご提示してください。

◇運賃に10円未満の端数になる場合には、10円単位切り上げます。

◇各割引対象については次のとおりです。

□各障害者手帳の交付を受けている本人及びその介護者が対象となる場合

- ・「第1種」の身体障害者手帳を所持していること
- ・「第1種」または「A」の療育（知的障害者）手帳を所持していること
- ・「第1級」の精神障害者手帳を所持していること

□各障害者手帳の交付を受けている本人が対象となる場合

- ・「第2種」の身体障害者手帳を所持していること。
- ・「第2種」または「B」の療育（知的障害者）手帳を所持していること
- ・「第2級」「第3級」の精神障害者手帳を所持していること